



# 大津市公報

平成 30 年 7 月 17 日  
号外 (第 48 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 消 防 局 訓 令

- 2 大津市消防処務規程の一部改正..... 1

## 消 防 局 訓 令

### 大津市消防局訓令第 2 号

大津市消防処務規程 (昭和47年消防本部訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成30年 7 月 17 日

大津市消防局長 伊 藤 善 紀

第 3 条の見出しを「 ( 職員の任用 ) 」に改め、同条中「平成 6 年規則第39号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第 5 条を次のように改める。

( 選考による昇任 )

**第 5 条** 消防司令長以上の階級への昇任は、選考 ( 第14条において「昇任選考」という。 ) によるものとする。

第 7 条中「、昇任試験の実施期日前 1 年以内に減給以上の懲戒処分を受けていない者で」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第 1 号ア中「消防士」を「基準日 ( 第 9 条の規定による昇任試験の告知の日の属する月の初日をいう。以下同じ。 ) において消防士」に改め、「勤務年数」の次に「 ( 当該階級にあって勤務していた期間をいう。以下同じ。 ) 」を加え、同号イ中「消防士 ( 消防副士長の階級にある期間を含む。 ) 」を「基準日において消防士」に、「優秀であり、所属長が推薦する」を「良好である」に改め、同条第 2 号ア中「消防士長」を「基準日において消防士長」に改め、同号イ中「消防士長」を「基準日において消防士長」に、「優秀であり、所属長が推薦する」を「良好である」に改め、同条第 3 号中「消防司令補」を「基準日において消防司令補」に、「年齢が42歳以上である」を「昇任試験が実施される年度 ( 以下「受験年度」という。 ) 内に満42歳に達する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 規則第19条第 1 項各号に該当する期間は、前項の勤務年数に算入しないものとする。

第 8 条から第14条までを次のように改める。

( 昇任試験の受験に係る欠格事項 )

**第 8 条** 昇任試験の実施日において、規則第20条各号のいずれかに該当する者は、前条の要件に該当する場合であっても、昇任試験の受験資格を有しないものとする。

( 昇任試験の実施に関する告知 )

**第 9 条** 消防局長は、昇任試験を実施しようとするときは、試験区分、試験日時及び場所その他必要な事項を定めて、受験資格を有する者に適切な方法により告知しなければならない。

( 昇任試験の受験 )

**第10条** 昇任試験の受験資格を有する者で、その受験を希望する者は消防局長に申し込まなければならない。

( 試験委員会の設置 )

**第11条** 昇任試験の公正な実施を期するため、試験委員会を設置する。

( 試験委員会の所掌事務 )

**第12条** 試験委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

昇任試験の運営に関すること。

昇任試験の結果を消防局長に報告すること。

( 試験委員会の組織等 )

**第13条** 試験委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は消防局次長の職にある者をもって充て、委員は職員のうちから消防局長が任命する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

( 試験委員会の庶務 )

**第13条の2** 試験委員会の庶務は、消防総務課において処理する。

(選考委員)

**第14条** 昇任選考の公正を期すため、選考委員を置く。

2 選考委員は、職員のうちから、消防局長が任命する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1** 削除

様式第1号を次のように改める。

**様式第1号** 削除

**附 則**

この訓令は、平成30年7月17日から施行する。